

第2号議案 会費規則承認の件

特例民法法人から一般社団法人への移行に伴い、会費規則を定めること。

会 費 規 則

当協会は定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費を次のように定める。

(入会金)

第1条 入会金は、次のとおりとする。

(1) 不動産鑑定業者

不動産鑑定士等が10人以上の業者 50万円

不動産鑑定士等が5人以上9人以下の業者 25万円

不動産鑑定士等が4人以下の業者 10万円

(2) 不動産鑑定士 3万円

(3) 不動産鑑定士補 2万円

2 不動産鑑定業者の代表を兼ねる前項に該当する者の入会金は徴収しない。

3 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業務上交代入会する場合は、不動産鑑定士は2万円、不動産鑑定士補は1万円とする。

(正会員の通常会費)

第2条 正会員の毎年当たりの通常会費は、次のとおりとする。

(1) 不動産鑑定業者

不動産鑑定士等が10人以上の業者 6万円

不動産鑑定士等が5人以上9人以下の業者 6万円

不動産鑑定士等が4人以下の業者 4万2千円

(2) 不動産鑑定士 3万円

(3) 不動産鑑定士補 1万8千円

2 不動産鑑定業者の代表を兼ねる前項に該当する者の通常会費は徴収しない。

3 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業務上交代入会する場合は、前会員の通常会費の既納分をもって新会員のこれに充当することができる。

(通常会費の納入)

第3条 通常会費は、毎年度前期6ヶ月分を3月末日までに、後期6ヶ月分を9月末日までに前納しなければならない。また、途中入会者については、月割計算による。

(資格変更等の入会金及び通常会費)

第4条 会員が、入会金を異にする資格に該当するに至った場合、又は会員の種別を変更する場合の入会金、通常会費並びにその納入方法については、理事会の定めるところによる。

(特別会費の徴収)

第5条 当協会は、当協会が受託した収益事業に関与する会員、公益事業の費用に充てるため当該事業に関与する会員から特別会費を徴収できる。特別会費の額及び納期は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この規則は、一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会として設立登記を行った平成24年4月分通常会費より、これを適用する。